

市長提出予定案件

- 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 高石市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 令和5年度高石市一般会計補正予算
- 議案第6号 令和5年度高石市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第7号 令和5年度高石市下水道事業会計補正予算
- 議案第8号 高石市固定資産評価員の選任について
- 議案第9号 高石市教育委員会委員の任命について
- 議案第10号 高石市公平委員会委員の選任について
- 議案第11号 指定管理者の指定について（高石市立図書館）
- 議案第12号 訴えの提起について
- 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 報告第3号 寄附金收受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告

議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 人事院勧告に準じて職員の給与改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与その他の給付は、新条例の規定による給与その他の給付の内払とみなす。

(委任)

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条第1項関係）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	383,800	428,600	463,600	

34	209,300	253,300	287,500	329,600	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	407,600		

71	239,900	288,200	333,500	371,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200			
87	247,200	293,800	341,000	379,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000			
89	248,000	294,400	341,700	380,400			
90	248,500	294,800	342,100	380,900			
91	248,800	295,100	342,600	381,300			
92	249,100	295,500	343,000	381,700			
93	249,400	295,700	343,200	382,000			
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				

108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額						
	188,700	251,400	256,200	275,600	316,200	358,000	391,200

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第 1 条改正			
新	旧		
<p>(期末手当)</p> <p>第 2 2 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>(期末手当)</p> <p>第 2 2 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
第 2 条改正			
新	旧		
<p>(期末手当)</p> <p>第 2 2 条 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 2 2 条 略</p>		

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与その他の給付は、新条例の規定による給与その他の給付の内払とみなす。

(委任)

4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

議案第2号

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高石市国民健康保険条例（昭和36年高石町条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の3」を「第27条の4」に改める。

第11条の3中「又は第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「又は第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改め、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第13条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の6の2中「又は第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「又は第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の7中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合」を「若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合」に改め、「という。）となつた場合」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合」を加え、「世帯別平等割」を「世帯別平等割額」に、「又は第15条の8の額」を「若しくは第15条の8の額」に、「次条第1項各号」を「次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「第8号まで」を「第8号までの規定」に、「又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日」を「若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日」に、「又は特例対象被保険者等となつた日」を「若しくは特例対象被保険者等となつた日若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日」に改め、同条第2項中「又は第15条の8の額」を「若しくは第15条の8の額」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、

第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条第1項中「第15条の6に規定する額を超える場合には、その額」を「650,000円を超える場合には、650,000円」に改め、同項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第3項中「第15条の6に規定する額」を「650,000円」に、「第15条の6の12に規定する額」を「200,000円」に改め、同条第4項中「第15条の6に規定する額」を「650,000円」に、「第15条の12に規定する額」を「170,000円」に改める。

第19条の3第1項中「被保険者均等割額から、当該額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に、「1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額」を「第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。」に改め、「得た額とする」の次に「(第4項に掲げる場合を除く。)」を加え、同条第4項中「第1項の規定にかかわらず、」を削り、「第19条の規定により」を「第19条に規定する基準に従い」に改め、同項第1号中「被保険者均等割額から、当該額」を「被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率」に、「1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額」を「第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。」に改め、同項第2号中「1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額」を「第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第7章中第27条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第27条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

高石市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 保険料（第11条—<u>第27条の4</u>）</p> <p>第8章・第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条、<u>第19条の3及び第19条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係る部分に限る。）を除く。）の額のうちウ（ア）から（ウ）までに掲げる額の合算額を除く額（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 保険料（第11条—<u>第27条の3</u>）</p> <p>第8章・第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条又は<u>第19条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係る部分に限る。）を除く。）の額のうちウ（ア）から（ウ）までに掲げる額の合算額を除く額（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲</p>

渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条及び第19条の4の規定により

渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条又は第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の規定により介護納付金賦課

介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかの規定に該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額若しくは第15条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に

額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割を除く。)又は第15条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額又は第15条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号ま

定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受け

での規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受け

た者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2・3 略

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の属する世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）

た者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「第15条の6に規定する額」とあるのは「第15条の6の12に規定する額」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「第15条の6に規定する額」とあるのは「第15条の12に規定する額」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額）を控除して得た額とする。

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、当該年度において、第19条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の属する世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第19条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合には、その端数の切り上げを行つた後の額）

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第27条の3 略

(出産被保険者に関する届出)

第27条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第27条の3 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の高石市国民健康保険条例第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第3号

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業の工事完成により、高師浜線がバス代行輸送から列車運行に切り替わることから高師浜駅自転車駐車場の移設及び伽羅橋駅自転車駐車場を設置するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

高石市自転車駐車場条例（昭和62年高石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高師浜駅自転車駐車場の項中「高石市高師浜丁6番地1」を「高石市高師浜4丁目1084番地1」に改め、同表に次のように加える。

伽羅橋駅自転車駐車場	高石市羽衣5丁目195番地
------------	---------------

附則第2項中「高師浜駅自転車駐車場」の次に「及び伽羅橋駅自転車駐車場」を加える。
別表自転車駐車場利用料金表定期使用の表に次のように加える。

伽羅橋駅自転車駐車場	自転車	1,370円	2,050円
------------	-----	--------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高石市自転車駐車場条例新旧対照表

新				旧					
(名称及び位置)				(名称及び位置)					
第2条 略				第2条 略					
名称		位置		名称		位置			
略				略					
高師浜駅自転車駐車場		高石市高師浜4丁目1084番地1		高師浜駅自転車駐車場		高石市高師浜丁6番地1			
伽羅橋駅自転車駐車場		高石市羽衣5丁目195番地							
附 則				附 則					
1 略				1 略					
2 当分の間、高師浜駅自転車駐車場及び伽羅橋駅自転車駐車場の定期使用及び一時使用の利用料金については、第7条第1項の規定にかかわらず無料とする。				2 当分の間、高師浜駅自転車駐車場の定期使用及び一時使用の利用料金については、第7条第1項の規定にかかわらず無料とする。					
別表(第4条、第7条関係)				別表(第4条、第7条関係)					
自転車駐車場利用料金表 (定期使用)				自転車駐車場利用料金表 (定期使用)					
名称		区分	利用料金		名称		区分		
				1月	3月			1月	3月
略				略					
高師浜駅自転車駐車場		自転車	1,370円	2,050円	高師浜駅自転車駐車場		自転車	1,370円	2,050円
		原動機付自転車	2,620円	3,930円			原動機付自転車	2,620円	3,930円
伽羅橋駅自転車駐車場		自転車	1,370円	2,050円					
(一時使用) 略				(一時使用) 略					
備考 略				備考 略					
附 則				附 則					
この条例は、規則で定める日から施行する。									

議案第4号

高石市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について

高石市副市長定数条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 本市副市長の定数を1人とするため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市副市長定数条例の一部を改正する条例

高石市副市長定数条例（平成18年高石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

高石市副市長定数条例新旧対照表

新	旧
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、本市副市長の定数は、<u>1</u>人とする。</p> <p>附 則 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、本市副市長の定数は、<u>2</u>人とする。</p>

議案第5号

令和5年度高石市一般会計補正予算

令和5年度高石市一般会計補正予算

令和5年度の高石市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 392,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,033,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		5,700,073	170,838	5,870,911
	1. 国庫負担金	4,253,867	146,419	4,400,286
	2. 国庫補助金	1,433,279	24,419	1,457,698
15. 府支出金		2,587,851	33,560	2,621,411
	1. 府負担金	1,496,723	38,753	1,535,476
	2. 府補助金	573,022	△5,193	567,829
17. 寄附金		51,200	306	51,506
	1. 寄附金	51,200	306	51,506
18. 繰入金		863,296	187,976	1,051,272
	2. 基金繰入金	839,669	187,976	1,027,645
歳入	合 計	29,640,467	392,680	30,033,147

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		233,727	325	234,052
	1. 議会費	233,727	325	234,052
2. 総務費		1,967,451	54,023	2,021,474
	1. 総務管理費	1,517,372	15,857	1,533,229
	2. 徴税費	236,893	△2,172	234,721
	3. 戸籍住民基本台帳費	119,133	38,986	158,119
	4. 選挙費	70,794	282	71,076
	5. 統計調査費	14,445	200	14,645
	6. 監査委員費	8,814	870	9,684
3. 民生費		11,926,742	274,402	12,201,144
	1. 社会福祉費	5,537,635	161,964	5,699,599
	2. 児童福祉費	4,527,694	15,794	4,543,488
	3. 生活保護費	1,861,216	96,644	1,957,860
4. 衛生費		2,665,366	△3,653	2,661,713
	1. 保健衛生費	1,909,460	△1,675	1,907,785
	2. 清掃費	755,906	△1,978	753,928
5. 労働費		20,237	474	20,711
	1. 労働費	20,237	474	20,711
6. 農林水産業費		20,818	266	21,084
	1. 農業費	17,981	266	18,247
7. 商工費		71,049	6,852	77,901
	1. 商工費	71,049	6,852	77,901
8. 土木費		3,397,391	8,937	3,406,328
	1. 土木管理費	177,760	951	178,711

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 道路橋りょう費	351,140	△600	350,540
	3. 河川費	39,625	443	40,068
	5. 都市計画費	2,810,486	8,143	2,818,629
9. 消防費		809,676	31,869	841,545
	1. 消防費	809,676	31,869	841,545
10. 教育費		2,352,553	19,185	2,371,738
	1. 教育総務費	427,079	6,426	433,505
	2. 小学校費	632,107	1,517	633,624
	3. 中学校費	331,147	304	331,451
	4. 幼稚園費	104,523	1,879	106,402
	5. 社会教育費	656,557	8,729	665,286
	6. 保健体育費	201,140	330	201,470
歳	出	合	計	
		29,640,467	392,680	30,033,147

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	千円 20,702

第 3 表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
高石市立図書館指定管理者委託事業	令和6年度から令和10年度	千円 572,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	5,700,073	170,838	5,870,911
15. 府支出金	2,587,851	33,560	2,621,411
17. 寄附金	51,200	306	51,506
18. 繰入金	863,296	187,976	1,051,272
歳入合計	29,640,467	392,680	30,033,147

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	233,727	325	234,052	0	0	0	0	325
2. 総務費	1,967,451	54,023	2,021,474	19,854	0	0	0	34,169
3. 民生費	11,926,742	274,402	12,201,144	148,484	39,269	0	6,022	80,627
4. 衛生費	2,665,366	△3,653	2,661,713	0	0	0	0	△3,653
5. 労働費	20,237	474	20,711	0	0	0	0	474
6. 農林水産業費	20,818	266	21,084	0	0	0	0	266
7. 商工費	71,049	6,852	77,901	0	0	0	0	6,852
8. 土木費	3,397,391	8,937	3,406,328	2,500	△26,400	0	0	32,837
9. 消防費	809,676	31,869	841,545	0	20,691	0	0	11,178
10. 教育費	2,352,553	19,185	2,371,738	0	0	0	0	19,185
歳 出 合 計	29,640,467	392,680	30,033,147	170,838	33,560	0	6,022	182,260

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	4,104,098	146,419	4,250,517	1. 社会福祉費負担金	77,506	障害者自立支援給付事業負担金 40,500 障害児通所支援給付費負担金 36,500 産前産後保険料負担金 506
				5. 生活保護費負担金	68,913	生活保護費負担金 68,913
計	4,253,867	146,419	4,400,286			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	421,561	17,704	439,265	1. 総務管理費補助金	17,704	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 17,704
2. 民生費国庫補助金	367,385	4,215	371,600	2. 児童福祉費補助金	4,215	安心こども基金特別対策事業費補助金 4,215
5. 土木費国庫補助金	324,633	2,500	327,133	1. 都市計画費補助金	2,500	社会資本整備総合交付金(高石駅前整備関連) 2,500
計	1,433,279	24,419	1,457,698			

(款) 15. 府支出金 (項) 1. 府負担金

1. 民生費府負担金	1,496,301	38,753	1,535,054	1. 社会福祉費負担金	38,753	障害者自立支援給付事業負担金 20,250 障害児通所支援給付費負担金 18,250 産前産後保険料負担金 253
計	1,496,723	38,753	1,535,476			

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金

2. 民生費府補助金	456,727	516	457,243	2. 児童福祉費補助金	516	安心こども基金特別対策事業費補助金 516
5. 商工費府補助金	36,825	△5,709	31,116	1. 商工費補助金	△5,709	石油貯蔵施設立地対策等補助金 △5,709

(款) 15. 府支出金 (項) 2. 府補助金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	573,022	△5,193	567,829			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	51,200	306	51,506	1. 指定寄附金	306	福祉指定寄附金	306
計	51,200	306	51,506				

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	566,062	182,260	748,322	1. 財政調整基金繰入金	182,260	財政調整基金繰入金	182,260
6. 森林環境譲与税基金繰入金	4,693	5,716	10,409	1. 森林環境譲与税基金繰入金	5,716	森林環境譲与税基金繰入金	5,716
計	839,669	187,976	1,027,645				

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 議会費	233,727	325	234,052					325	1. 報酬	121	事務局費 325
									3. 職員手当等	204	1 報酬 121 会計年度任用職員報酬 121 3 職員手当等 204 期末手当 104 勤勉手当 100
計	233,727	325	234,052					325			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	684,118	5,500	689,618					5,500	1. 報酬	661	一般管理費 5,500
									3. 職員手当等	8,139	1 報酬 661 会計年度任用職員報酬 661 3 職員手当等 8,139
									4. 共済費	△3,300	3 職員手当等 8,139 扶養手当 △100 地域手当 △400 住居手当 △600 通勤手当 120 期末手当 43 勤勉手当 △500 退職手当 9,576 4 共済費 △3,300 共済組合負担金 △3,300
3. 秘書費	6,271	63	6,334					63	1. 報酬	59	秘書費 63
									3. 職員手当等	4	1 報酬 59 会計年度任用職員報酬 59 3 職員手当等 4 期末手当 4

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明			
				特定財源					区分	金額				
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他							
4. 人事管理費	39,230	25	39,255					25	1. 報酬	21	人事管理費	25		
									3. 職員手当等	4	1 報酬	21	1 報酬	21
8. 会計管理費	15,283	342	15,625					342	1. 報酬	331	会計管理費	342		
									3. 職員手当等	11	1 報酬	331	1 報酬	331
9. 財産管理費	295,306	7,059	302,365	2,150				4,909	10. 需用費	3,836	庁舎管理費	7,059		
									12. 委託料	548	10 需用費	3,836	10 需用費	3,836
									17. 備品購入費	2,675	12 委託料	548	12 委託料	548
											17 備品購入費	2,675	17 備品購入費	2,675
10. 企画費	226,976	2,114	229,090					2,114	1. 報酬	145	情報化推進費	2,114		
									3. 職員手当等	4	1 報酬	145	1 報酬	145
									10. 需用費	77	3 職員手当等	4	3 職員手当等	4
									11. 役務費	203	10 需用費	77	10 需用費	77
									12. 委託料	1,685	11 役務費	203	11 役務費	203
			12 委託料	1,685	12 委託料	1,685								

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										住民基本情報システム改修等業務委託料 957 内部情報系LANシステム改修業務委託料 728	
11. 公平委員会費	11,340	300	11,640				300	2. 給料	100	公平委員会費 300	
								3. 職員手当等	200	2 給料 100 一般職給 100 3 職員手当等 200 地域手当 50 期末手当 50 勤勉手当 100	
13. 交通安全保持費	31,582	198	31,780				198	1. 報酬	181	交通安全保持費 198	
								3. 職員手当等	17	1 報酬 181 会計年度任用職員報酬 181 3 職員手当等 17 期末手当 17	
15. 複合施設費	22,430	256	22,686				256	1. 報酬	247	複合コミュニティセンター費 256	
								3. 職員手当等	9	1 報酬 247 会計年度任用職員報酬 247 3 職員手当等 9 期末手当 9	
計	1,517,372	15,857	1,533,229	2,150			13,707				

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	145,889	△2,172	143,717					△2,172	1. 報酬	465	税務総務費 △2,172
											1 報酬 465
									2. 給料	△2,800	会計年度任用職員報酬 465
											2 給料 △2,800
									3. 職員手当等	163	一般職給 △2,800
											3 職員手当等 163
											地域手当 △150
											住居手当 700
											通勤手当 △180
											期末手当 43
											勤勉手当 △250
計	236,893	△2,172	234,721					△2,172			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	119,133	38,986	158,119	17,704				21,282	1. 報酬	1,019	戸籍費 31,157
											1 報酬 38
									2. 給料	300	会計年度任用職員報酬 38
											2 給料 300
									3. 職員手当等	806	一般職給 300
											3 職員手当等 558
									12. 委託料	36,861	地域手当 50
											通勤手当 100
											期末手当 258
											勤勉手当 150
											12 委託料 30,261
											戸籍総合管理システム改修等業務委託料 24,937

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
3. 市議会議員及び市長選挙費	42,800	34	42,834					34	1. 報酬	34	市議会議員及び市長選挙費 34 1 報酬 34 会計年度任用職員報酬 34
4. 大阪府議会議員及び府知事選挙費	18,105	28	18,133					28	1. 報酬	28	大阪府議会議員及び府知事選挙費 28 1 報酬 28 会計年度任用職員報酬 28
計	70,794	282	71,076					282			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

1. 統計調査総務費	9,139	200	9,339					200	2. 給料	50	統計調査総務費 200
									3. 職員手当等	150	2 給料 50 一般職給 50 3 職員手当等 150 地域手当 50 期末手当 50 勤勉手当 50
計	14,445	200	14,645					200			

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	8,814	870	9,684					870	2. 給料	100	監査委員費 870
									3. 職員手当等	270	2 給料 100 一般職給 100
									4. 共済費	500	3 職員手当等 270 地域手当 50 通勤手当 70 期末手当 100

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										勤勉手当 50 4 共済費 500 共済組合負担金 500	
計	8,814	870	9,684				870				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,991,924	4,542	2,996,466	506	253			3,783	1. 報酬	528	社会福祉総務費	3,352
									2. 給料	1,100	1 報酬	363
									3. 職員手当等	1,902	会計年度任用職員報酬	363
									27. 繰出金	1,012	2 給料	1,100
											一般職給	1,100
											3 職員手当等	1,889
											扶養手当	160
											地域手当	200
											管理職手当	420
											期末手当	609
											勤勉手当	500
											国民健康保険費	1,012
											27 繰出金	1,012
											産前産後保険料繰出金	
												1,012
											住民税非課税世帯に対する生活支援給付金給付事業費	178
											1 報酬	165
											会計年度任用職員報酬	165
											3 職員手当等	13
											期末手当	13

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明				
				特定財源					区分	金額					
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他								
2. 障害者福祉費	2,281,966	154,258	2,436,224	77,000	38,500			38,758	1. 報酬	234	障害者福祉措置費 154,258				
											1 報酬	234	1 報酬	234	
											3. 職員手当等	24	3 職員手当等	24	
								19. 扶助費	154,000	19 扶助費	154,000				
										自立支援給付費	81,000				
										障害児通所給付費	73,000				
3. 老人福祉費	202,018	1,606	203,624					306	1,300	2. 給料	250	老人福祉総務費 1,606			
												2 給料	250	2 給料	250
												3. 職員手当等	1,050	3 職員手当等	1,050
								17. 備品購入費	306	17 備品購入費	306				
										扶養手当	200				
										地域手当	50				
										住居手当	50				
										通勤手当	△150				
										期末手当	500				
										勤勉手当	400				
										器具費	306				
4. 国民年金費	15,611	1,074	16,685					1,074		1. 報酬	120	国民年金費 1,074			
												1 報酬	120	1 報酬	120
												2. 給料	250	2 給料	250
								3. 職員手当等	704	3 職員手当等	704				
										地域手当	50				
										期末手当	354				
										勤勉手当	300				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
5. 複合施設費	46,116	484	46,600					484	1. 報酬	468	ふれあいゾーン複合センター費 484
									3. 職員手当等	16	1 報酬 468 会計年度任用職員報酬 468 3 職員手当等 16 期末手当 16
計	5,537,635	161,964	5,699,599	77,506	38,753		306	45,399			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,823,844	10,342	1,834,186	2,065	516		5,716	2,045	1. 報酬	1,168	児童福祉総務費 10,109
									2. 給料	550	1 報酬 939 会計年度任用職員報酬 939
									3. 職員手当等	321	2 給料 550 一般職給 550
									10. 需用費	54	3 職員手当等 317 扶養手当 △250 地域手当 50
									17. 備品購入費	8,249	住居手当 250 通勤手当 △100 期末手当 67 勤勉手当 300
											10 需用費 54 消耗品費 54
											17 備品購入費 8,249 器具費 8,249
											子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 給付事業費 233

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										1 報酬 229 会計年度任用職員報酬 229 3 職員手当等 4 期末手当 4	
2. 保育所費	2,486,541	3,694	2,490,235				3,694	1. 報酬	1,701	保育所管理費 3,694 1 報酬 1,701 会計年度任用職員報酬 1,701	
								2. 給料	250	2 給料 250 一般職給 250	
								3. 職員手当等	1,743	3 職員手当等 1,743 扶養手当 300 地域手当 100 通勤手当 150 期末手当 643 勤勉手当 550	
3. 児童発達支援センター費	217,309	1,758	219,067				1,758	1. 報酬	1,113	児童発達支援センター費 1,758 1 報酬 1,113 会計年度任用職員報酬 1,113	
								3. 職員手当等	645	3 職員手当等 645 扶養手当 △138 通勤手当 △150 期末手当 433 勤勉手当 500	
計	4,527,694	15,794	4,543,488	2,065	516		5,716	7,497			

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 生活保護総務費	81,049	4,760	85,809					4,760	1. 報酬	501	生活保護総務費 4,760
											1 報酬 501
									2. 給料	1,000	会計年度任用職員報酬 501
									3. 職員手当等	2,609	2 給料 1,000 一般職給 1,000
		4. 共済費	650	3 職員手当等 2,609 扶養手当 350 地域手当 200 住居手当 350 通勤手当 50 期末手当 959 勤勉手当 700							
		4 共済費 650	共済組合負担金 650								
2. 扶助費	1,780,167	91,884	1,872,051	68,913				22,971	19. 扶助費	91,884	扶助費 91,884 19 扶助費 91,884 医療扶助費 91,884
計	1,861,216	96,644	1,957,860	68,913				27,731			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	458,205	△6,000	452,205					△6,000	1. 報酬	97	保健衛生総務費 △6,100
											2 給料 △5,000
									2. 給料	△5,000	一般職給 △5,000
									3. 職員手当等	△1,097	3 職員手当等 △1,100 扶養手当 100 地域手当 △500 期末手当 △700
										二次救急医療対策事業費 100	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										1 報酬 97 会計年度任用職員報酬 97 3 職員手当等 3 期末手当 3	
2. 予防費	616,612	271	616,883					271	1. 報酬	265	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 271
									3. 職員手当等	6	1 報酬 265 会計年度任用職員報酬 265 3 職員手当等 6 期末手当 6
3. 健康推進費	694,902	1,754	696,656					1,754	1. 報酬	1,058	保健センター管理費 1,144 1 報酬 467 会計年度任用職員報酬 467
									2. 給料	200	2 給料 200
									3. 職員手当等	496	一般職給 200 3 職員手当等 477 地域手当 50 期末手当 227 勤勉手当 200
											母子保健事業費 359
											1 報酬 340 会計年度任用職員報酬 340
											3 職員手当等 19 期末手当 19
											健康増進事業費 17
											1 報酬 17 会計年度任用職員報酬 17
											スマートウェルネス推進事業費 234

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										1 報酬 234 会計年度任用職員報酬 234	
4. 環境緑化費	92,751	550	93,301				550	2. 給料 200	環境緑化総務費 550		
								3. 職員手当等 350	2 給料 200 一般職給 200 3 職員手当等 350 地域手当 50 期末手当 150 勤勉手当 150		
5. 環境対策費	46,990	1,750	48,740				1,750	2. 給料 600	環境対策費 1,750		
								3. 職員手当等 1,150	2 給料 600 一般職給 600 3 職員手当等 1,150 地域手当 150 管理職手当 450 期末手当 300 勤勉手当 250		
計	1,909,460	△1,675	1,907,785				△1,675				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	361,758	△1,978	359,780				△1,978	1. 報酬 238	清掃総務費 △1,978	
								2. 給料 △1,800	1 報酬 238 会計年度任用職員報酬 238 2 給料 △1,800 一般職給 △1,800	
								3. 職員手当等 △416	3 職員手当等 △416 地域手当 △200 管理職手当 △370	

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										通勤手当 150 期末手当 4	
計	755,906	△1,978	753,928				△1,978				

(款) 5. 労働費 (項) 1. 労働費

1. 労働総務費	17,072	474	17,546					474	1. 報酬	120	労働総務費 474
									2. 給料	150	1 報酬 120 会計年度任用職員報酬 120
									3. 職員手当等	204	2 給料 150 一般職給 150
											3 職員手当等 204 地域手当 50 期末手当 54 勤勉手当 100
計	20,237	474	20,711					474			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	16,404	266	16,670					266	1. 報酬	16	農業委員会費 266
									2. 給料	50	1 報酬 16 会計年度任用職員報酬 16
									3. 職員手当等	200	2 給料 50 一般職給 50
											3 職員手当等 200 地域手当 50 期末手当 100 勤勉手当 50
計	17,981	266	18,247					266			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										通勤手当 250 期末手当 12 勤勉手当 50	
2. 建築総務費	83,972	△2,200	81,772				△2,200	2. 給料	△2,000	建築総務費 △2,200 2 給料 △2,000 一般職給 △2,000 3 職員手当等 △200 地域手当 △200	
								3. 職員手当等	△200		
計	177,760	951	178,711				951				

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	28,449	△600	27,849				△600	2. 給料	△1,100	道路橋りょう総務費 △600 2 給料 △1,100 一般職給 △1,100 3 職員手当等 500 扶養手当 250 通勤手当 200 期末手当 50
								3. 職員手当等	500	
3. 道路新設改良費	167,756	0	167,756		△26,400		26,400			道路新設改良費 (財源組替)
計	351,140	△600	350,540		△26,400		25,800			

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

2. 河川維持費	39,480	443	39,923				443	1. 報酬	90	排水機場維持管理費 443 1 報酬 90 会計年度任用職員報酬 90 2 給料 100
								2. 給料	100	

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	253	一般職給 100 3 職員手当等 253 地域手当 50 期末手当 103 勤勉手当 100	
計	39,625	443	40,068				443				

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

1. 都市計画総務費	47,176	△1,440	45,736					△1,440	1. 報酬	152	都市計画総務費 △1,440
									2. 給料	△1,500	1 報酬 152 会計年度任用職員報酬 152
									3. 職員手当等	△92	2 給料 △1,500 一般職給 △1,500 3 職員手当等 △92 扶養手当 100 期末手当 8 勤勉手当 △200
6. 市街地整備費	1,015,302	9,583	1,024,885	2,500				7,083	1. 報酬	62	市街地整備総務費 4,235
									2. 給料	2,100	1 報酬 62 会計年度任用職員報酬 62
									3. 職員手当等	2,073	2 給料 2,100 一般職給 2,100
									12. 委託料	5,348	3 職員手当等 2,073 扶養手当 120 地域手当 250 期末手当 903 勤勉手当 800
											地域整備費 5,348

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										12 委託料 5,348 高石駅前広場事業活用調査委託料 5,000 訴訟等委託料 348	
計	2,810,486	8,143	2,818,629	2,500				5,643			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	節	金額	説明
4. 災害対策費	92,627	31,869	124,496		20,691			11,178	1. 報酬	48	災害対策費 31,857
									2. 給料	5,300	1 報酬 38 会計年度任用職員報酬 38
									3. 職員手当等	4,330	2 給料 5,300 一般職給 5,300
									4. 共済費	1,500	3 職員手当等 4,328 扶養手当 100 地域手当 600
									24. 積立金	20,691	4 共済費 1,500 共済組合負担金 1,500 24 積立金 20,691 住居手当 650 通勤手当 20 期末手当 1,608 勤勉手当 1,350
											国民保護対策費 12
											1 報酬 10 会計年度任用職員報酬 10
											3 職員手当等 2

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										期末手当 2	
計	809,676	31,869	841,545		20,691			11,178			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	224,522	4,779	229,301					4,779	1. 報酬	717	事務局費	4,779
									2. 給料	3,800	1 報酬	717
									3. 職員手当等	262	会計年度任用職員報酬	717
3. 教育指導費	177,098	1,542	178,640					1,542	2 給料	3,800	2 給料	3,800
									3 職員手当等	262	一般職給	3,800
											3 職員手当等	262
4. 教育研究センター費	6,170	105	6,275					105	扶養手当	250	扶養手当	250
									地域手当	△200	地域手当	△200
									管理職手当	150	管理職手当	150
									住居手当	△320	住居手当	△320
									通勤手当	330	通勤手当	330
									期末手当	52	期末手当	52
計	427,079	6,426	433,505					6,426	1. 報酬	1,321	教育指導費	1,542
									3. 職員手当等	221	1 報酬	1,321
											会計年度任用職員報酬	1,321
									3 職員手当等	221	3 職員手当等	221
									期末手当	221	期末手当	221
									1. 報酬	87	教育研究センター費	105
									3. 職員手当等	18	1 報酬	87
											会計年度任用職員報酬	87
											3 職員手当等	18
											期末手当	18

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	584,254	1,517	585,771					1,517	1. 報酬	569	学校給食費 1,517
									2. 給料	200	1 報酬 569
									3. 職員手当等	748	会計年度任用職員報酬 569
											2 給料 200
											一般職給 200
											3 職員手当等 748
											地域手当 50
											通勤手当 20
											期末手当 378
											勤勉手当 300
計	632,107	1,517	633,624					1,517			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	283,087	304	283,391					304	1. 報酬	259	学校給食費 304
									3. 職員手当等	45	1 報酬 259
											会計年度任用職員報酬 259
											3 職員手当等 45
											期末手当 45
計	331,147	304	331,451					304			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園管理費	104,268	1,879	106,147					1,879	1. 報酬	1,185	幼稚園管理費 1,879
									2. 給料	150	1 報酬 1,185
									3. 職員手当等	544	会計年度任用職員報酬 1,185
											2 給料 150
											一般職給 150

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										3 職員手当等 544 地域手当 50 通勤手当 50 期末手当 244 勤勉手当 200	
計	104,523	1,879	106,402				1,879				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社会教育総務費	269,534	7,808	277,342					7,808	1. 報酬	7,567	社会教育総務費	
									3. 職員手当等	241	3 職員手当等	
											扶養手当	△150
											期末手当	50
										勤勉手当	100	
											放課後児童育成事業費	7,808
											1 報酬	7,567
											会計年度任用職員報酬	7,567
											3 職員手当等	241
											期末手当	241
2. 公民館費	51,194	847	52,041					847	1. 報酬	674	公民館管理費	
									3. 職員手当等	173	1 報酬	674
											会計年度任用職員報酬	674
											3 職員手当等	173
										通勤手当	50	
											期末手当	73
											勤勉手当	50
3. 文化財保護費	13,486	74	13,560					74	1. 報酬	71	文化財保護費	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	3	会計年度任用職員報酬 71 3 職員手当等 3 期末手当 3	
計	656,557	8,729	665,286				8,729				

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

1. 保健体育総務費	21,155	330	21,485					330	2. 給料	100	保健体育総務費 330 2 給料 100
									3. 職員手当等	230	一般職給 100 3 職員手当等 230 地域手当 50 期末手当 80 勤勉手当 100
計	201,140	330	201,470					330			

[I] 給 与 費 明 細 書

1.特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当	計			
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補 正 後	長 等	4	-	36,840	17,583	4,053	35,706	94,182	11,493	105,675	
	議 員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	29,692	165,085	
	そ の 他	639	51,737	-	-	-	-	51,737	1,313	53,050	
	計	658	146,417	36,840	58,296	4,053	35,706	281,312	42,498	323,810	
補 正 前	長 等	4	-	36,840	17,583	4,053	26,130	84,606	11,493	96,099	
	議 員	15	94,680	-	40,713	-	-	135,393	29,692	165,085	
	そ の 他	639	51,737	-	-	-	-	51,737	1,313	53,050	
	計	658	146,417	36,840	58,296	4,053	26,130	271,736	42,498	314,234	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	9,576	9,576	0	9,576	
	議 員	0	0	-	0	-	-	0	0	0	
	そ の 他	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	9,576	9,576	0	9,576	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (365) 293	千円 623,740	千円 1,159,873	千円 951,747	千円 2,735,360	千円 568,184	千円 3,303,544	
補正前	(362) 298	599,589	1,151,173	929,073	2,679,835	568,034	3,247,869	
比較	(3) △5	24,151	8,700	22,674	55,525	150	55,675	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	30,917	136,791	50,930	16,067	23,350	398,737	227,568
	補正前	29,245	135,391	50,280	15,317	22,230	389,055	220,168
比較	1,672	1,400	650	750	1,120	9,682	7,400	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (8) 293	千円 -	千円 1,159,873	千円 833,680	千円 1,993,553	千円 441,206	千円 2,434,759	
補正前	(5) 298	-	1,151,173	812,308	1,963,481	441,056	2,404,537	
比 較	(3) △ 5	-	8,700	21,372	30,072	150	30,222	

()内は暫定再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		30,917	136,791	50,930	16,067	23,350	280,670	227,568
補正前		29,245	135,391	50,280	15,317	22,230	272,290	220,168
比 較		1,672	1,400	650	750	1,120	8,380	7,400

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (357) -	千円 623,740	千円 -	千円 118,067	千円 741,807	千円 126,978	千円 868,785	
補正前	(357) -	599,589	-	116,765	716,354	126,978	843,332	
比 較	(0) -	24,151	-	1,302	25,453	0	25,453	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の 内訳	区 分	期末手当
		千円
	補正後	118,067
	補正前	116,765
	比 較	1,302

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	千円 8,700	千円 給与改定に伴う増減分 14,400	給与改定に伴う増	給与改定による状況 給与改定率 1.13 % 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		千円 その他の増減分 △ 5,700	異動等に伴う減	△ 5,700 千円
職員手当	千円 22,674	千円 制度改正に伴う増減分 20,441	制度改正に伴う増	地域手当 1,974 千円 期末手当 10,387 千円 勤勉手当 8,080 千円
		千円 その他の増減分 2,233	異動等に伴う増	扶養手当 1,672 千円 管理職手当 650 千円 住居手当 750 千円 通勤手当 1,120 千円
			異動等に伴う減	地域手当 △ 574 千円 期末手当 △ 705 千円 勤勉手当 △ 680 千円

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
令和5年10月1日現在	平 均 給 料 月 額	312,578 円
	平 均 給 与 月 額	404,243 円
	平 均 年 齢	43.4 歳
令和5年1月1日現在	平 均 給 料 月 額	321,261 円
	平 均 給 与 月 額	401,861 円
	平 均 年 齢	43.6 歳

初 任 給

区 分	一 般 職	国 の 制 度 行 政 職
高 校 卒	176,100 円	一般職 166,600 円
大 学 卒	202,400	一般職 196,200

級別職員数

区 分	一 般 職			
	級	標準的な職務内容	職員数	構成比
令和5年10月1日現在	7	参与・部長・理事	12人	4.1%
	6	次長・課長・参事	36	12.3
	5	課長代理・主幹	44	15.0
	4	係長・主査	46	15.7
	3	主任	89	30.4
	2	主事	34	11.6
	1	主事	32	10.9
	計		293	100.0
令和5年1月1日現在	7	参与・部長・理事	12人	4.1%
	6	次長・課長・参事	35	11.9
	5	課長代理・主幹	44	15.0
	4	係長・主査	44	15.0
	3	主任	95	32.2
	2	主事	30	10.2
	1	主事	34	11.6
	計		294	100.0

期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
補正後	2.2月分 (1.15月分)	2.3月分 (1.2月分)	4.5月分 (2.35月分)	有	
補正前	2.2月分 (1.15月分)	2.2月分 (1.15月分)	4.4月分 (2.3月分)	有	
国の制度	2.2月分 (1.15月分)	2.3月分 (1.2月分)	4.5月分 (2.35月分)	有	

()内は暫定再任用職員分です。

[Ⅱ] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国府支出金	地方債	その他		
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
高石市立図書館指定管理者委託事業	572,500			令和6年度 から 令和10年度	限度額に同じ					572,500

議案第6号

令和5年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和5年度高石市国民健康保険特別会計補正予算

令和5年度の高石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,634,795千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,183,286	△1,012	1,182,274
	1. 国民健康保険料	1,183,286	△1,012	1,182,274
5. 府支出金		4,779,473	2,541	4,782,014
	1. 府負担金・補助金	4,779,473	2,541	4,782,014
6. 繰入金		657,890	1,012	658,902
	1. 他会計繰入金	657,890	1,012	658,902
歳入	合計	6,632,254	2,541	6,634,795

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		120,657	2,541	123,198
	1. 総務管理費	115,314	2,541	117,855
歳 出	合 計	6,632,254	2,541	6,634,795

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	1,183,286	△1,012	1,182,274
5. 府支出金	4,779,473	2,541	4,782,014
6. 繰入金	657,890	1,012	658,902
歳入合計	6,632,254	2,541	6,634,795

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	120,657	2,541	123,198	0	2,541	0	0	0
歳 出 合 計	6,632,254	2,541	6,634,795	0	2,541	0	0	0

2 歳 入

(款) 1. 国民健康保険料 (項) 1. 国民健康保険料 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般被保険者国民健康保険料	1, 182, 349	△1, 012	1, 181, 337	1. 医療給付費分現年分	△759	医療給付費分現年分 △759
				2. 後期高齢者支援金分現年分	△253	後期高齢者支援金分現年分 △253
計	1, 183, 286	△1, 012	1, 182, 274			

(款) 5. 府支出金 (項) 1. 府負担金・補助金

1. 保険給付費等交付金	4, 772, 774	2, 541	4, 775, 315	2. 保険給付費等交付金 (特別交付金)	2, 541	特別調整交付金分 2, 541
計	4, 779, 473	2, 541	4, 782, 014			

(款) 6. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	657, 890	1, 012	658, 902	7. 産前産後保険料繰入金	1, 012	産前産後保険料繰入金 1, 012
計	657, 890	1, 012	658, 902			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	113,685	2,541	116,226		2,541				12. 委託料	2,541	一般管理費 2,541 12 委託料 2,541 システム改修業務委託料 2,541
計	115,314	2,541	117,855		2,541						

議案第7号

令和5年度高石市下水道事業会計補正予算

令和5年度高石市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度高石市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（ 追加 ）

（ 事 項 ）	（ 期 間 ）	（ 限度額 ）
羽衣ポンプ場他運転管理等業務委託事業	令和6年度から令和10年度まで	206,393 千円
高石ポンプ場運転管理等業務委託事業	令和6年度から令和10年度まで	410,971 千円

令和5年11月30日提出

高石市長 畑 中 政 昭

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	その他
羽衣ポンプ場他運転管理 等業務委託事業	千円 206,393		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 206,393	千円	千円	千円 206,393
高石ポンプ場運転管理 等業務委託事業	410,971			令和6年度から 令和10年度まで	410,971			410,971

議案第9号

高石市教育委員会委員の任命について

次の者を高石市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	吉 村 文 一
住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
生年月日	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

提案理由 本市教育委員会委員のうち吉村文一氏の任期満了（令和6年3月5日）に伴い、その後任を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

高石市公平委員会委員の選任について

次の者を高石市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

氏 名	中 平 正 子
住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
生年月日	■■■■■■■■■■

提案理由 本市公平委員会委員のうち中平正子氏の任期満了（令和6年3月25日）に伴い、その後任を選任するにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第11号

指定管理者の指定について（高石市立図書館）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

- 1 施設の名称 高石市立図書館
- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚3丁目1番1号
名称 株式会社 図書館流通センター
- 3 管理を行わせる期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 高石市立図書館の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

1. 事件の概要

高石駅前広場（東側）整備事業において、地下駐輪場用のエレベーター設置工事を行うため、被告となるべき者が「高石駅前広場（東側）昇降機設置工事実施設計業務委託」を受注し業務を行ったが、実施設計が工事を施工するにあたり不完全なものであり、再三に渡る是正指示にも関わらず一向に設計が完了せず、令和6年3月までに駅前広場整備事業が完成できない事態となり、エレベーター設置工事を取り止めざるを得なくなったことから、契約を解除し、契約額金3,861,000円の返還を請求したが、被告となるべき者が返還請求に応じないため、今般、契約金の返還請求に係る訴えを提起するものである。

2. 被告となるべき者

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

3. 請求の要旨

「高石駅前広場（東側）昇降機設置工事実施設計業務委託」契約額金3,861,000円の返還及び訴訟費用の負担を求める。

4. 訴訟遂行の方針

- ① 弁護士を訴訟代理人と定める。
- ② 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合は、応訴する。

提案理由 上記訴えを提起するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

裏面のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 0 月 2 0 日

高石市長 畑 中 政 昭

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償する。

1 賠償の理由

令和 5 年 6 月 1 7 日、高石市立総合保健センター前において発生した接触事故について、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定により損害賠償するもの。

2 賠償する相手方 ■■■■■■■■■■

3 賠償金額 金 7 0 6 , 7 1 2 円

4 賠償の方法 現金支払

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

裏面のとおり専決処分したので報告する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 0 月 4 日
高石市長 畑 中 政 昭

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償する。

1 賠償の理由

令和 5 年 9 月 1 2 日、高石市東羽衣 5 丁目 2 5 - 1 5 付近の交差点において発生した自転車接触事故について、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定により損害賠償するもの。

2 賠償する相手方 ■■■■■■■■■■

3 賠償金額 金 1 5, 6 2 4 円

4 賠償の方法 現金支払

報告第3号

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和5年11月30日提出
高石市長 畑 中 政 昭

記

寄 附 者	明治安田生命保険相互会社 堺支社長 睦谷 泰秀 様
寄附金額	306,000円
寄附目的	指定寄附（福祉）

監査委員報告第1号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和5年11月30日提出

高石市監査委員 原 正 人
同 吉 田 佳代子

高石監査第97号
令和5年11月2日

高石市議会議長 永山 誠 様

高石市監査委員 原 正 人
同 吉 田 佳代子

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年7月分及び8月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

- 1 検査年月日 令和5年 9月28日
令和5年10月31日
- 2 検査対象 一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和5年7月末日及び8月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 水道事業会計、下水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和5年7月末日及び8月末日現在の別紙各事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和5年度 令和5年7月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	9,298,845,772	644,336,639	9,943,182,411	5,914,135,329	1,366,245,022	7,280,380,351	2,662,802,060
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-290,800	-50,000	-340,800				-340,800
一時借入金							
一時繰戻							
小 計	9,298,554,972	644,286,639	9,942,841,611	5,914,135,329	1,366,245,022	7,280,380,351	2,662,461,260
国民健康保険特別会計	1,219,608,460	481,652,413	1,701,260,873	844,811,962	564,496,045	1,409,308,007	291,952,866
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰戻（令和4年度から）							
小 計	1,219,568,460	481,652,413	1,701,220,873	844,811,962	564,496,045	1,409,308,007	291,912,866
墓地事業特別会計	3,124,000	1,917,750	5,041,750	414,230	194,737	608,967	4,432,783
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	3,124,000	1,917,750	5,041,750	414,230	194,737	608,967	4,432,783
介護保険特別会計	965,558,106	603,179,960	1,568,738,066	850,654,815	433,354,195	1,284,009,010	284,729,056
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	965,558,106	603,179,960	1,568,738,066	850,654,815	433,354,195	1,284,009,010	284,729,056
後期高齢者医療保険特別会計	153,673,821	73,403,843	227,077,664	104,289,132	59,136,175	163,425,307	63,652,357
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	153,673,821	73,403,843	227,077,664	104,289,132	59,136,175	163,425,307	63,652,357
一般会計＋特別会計 合計	11,640,479,359	1,804,440,605	13,444,919,964	7,714,305,468	2,423,426,174	10,137,731,642	3,307,188,322
歳入歳出外現金	716,323,363	341,984,163	1,058,307,526	630,684,943	372,208,650	1,002,893,593	55,413,933
総 合 計	12,356,802,722	2,146,424,768	14,503,227,490	8,344,990,411	2,795,634,824	11,140,625,235	3,362,602,255

基 金 計 算 書

令和5年度 令和5年7月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	2,908,720,492			2,908,720,492
泉北3区公共施設整備基金	12,879,855			12,879,855
福祉基金	41,495,711			41,495,711
保健医療基金	332,186,106			332,186,106
土地開発基金	20,223,607			20,223,607
公共施設整備基金	1,776,006			1,776,006
緑化基金	59,532,326			59,532,326
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,023,480			8,023,480
奨学基金	84,078,738			84,078,738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49,151,709			49,151,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	60,567,900			60,567,900
森林環境譲与税基金	9,636,146			9,636,146
市営浜墓地基金	59,408,852			59,408,852
介護保険給付費準備基金	814,132,395			814,132,395
合 計	4,487,973,807			4,487,973,807

収 支 計 算 書

令和5年度 令和5年8月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	9,943,182,411	1,503,501,731	11,446,684,142	7,280,380,351	1,651,402,068	8,931,782,419	2,514,901,723
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-340,800		-340,800				-340,800
一時借入金							
一時繰戻							
小 計	9,942,841,611	1,503,501,731	11,446,343,342	7,280,380,351	1,651,402,068	8,931,782,419	2,514,560,923
国民健康保険特別会計	1,701,260,873	487,843,741	2,189,104,614	1,409,308,007	561,373,267	1,970,681,274	218,423,340
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金							
財政調整基金等繰替							
一時繰戻（令和4年度から）							
小 計	1,701,220,873	487,843,741	2,189,064,614	1,409,308,007	561,373,267	1,970,681,274	218,383,340
墓地事業特別会計	5,041,750	60,000	5,101,750	608,967	211,359	820,326	4,281,424
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	5,041,750	60,000	5,101,750	608,967	211,359	820,326	4,281,424
介護保険特別会計	1,568,738,066	277,193,890	1,845,931,956	1,284,009,010	427,715,806	1,711,724,816	134,207,140
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,568,738,066	277,193,890	1,845,931,956	1,284,009,010	427,715,806	1,711,724,816	134,207,140
後期高齢者医療保険特別会計	227,077,664	64,471,209	291,548,873	163,425,307	16,923,052	180,348,359	111,200,514
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	227,077,664	64,471,209	291,548,873	163,425,307	16,923,052	180,348,359	111,200,514
一般会計＋特別会計 合計	13,444,919,964	2,333,070,571	15,777,990,535	10,137,731,642	2,657,625,552	12,795,357,194	2,982,633,341
歳入歳出外現金	1,058,307,526	283,087,810	1,341,395,336	1,002,893,593	289,748,670	1,292,642,263	48,753,073
総 合 計	14,503,227,490	2,616,158,381	17,119,385,871	11,140,625,235	2,947,374,222	14,087,999,457	3,031,386,414

基 金 計 算 書

令和5年度 令和5年8月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当 月 増 減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	2,908,720,492			2,908,720,492
泉北3区公共施設整備基金	12,879,855			12,879,855
福祉基金	41,495,711			41,495,711
保健医療基金	332,186,106			332,186,106
土地開発基金	20,223,607			20,223,607
公共施設整備基金	1,776,006			1,776,006
緑化基金	59,532,326			59,532,326
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	8,023,480			8,023,480
奨学基金	84,078,738			84,078,738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	49,151,709			49,151,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	60,567,900			60,567,900
森林環境譲与税基金	9,636,146			9,636,146
市営浜基地基金	59,408,852			59,408,852
介護保険給付費準備基金	814,132,395			814,132,395
合 計	4,487,973,807			4,487,973,807

水道事業試算表

令和5年7月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
5,211,038,219	10,556,964,674	6,547,101	有形固定資産	19,022,308	5,345,926,455	
	(3,305,628)	(2,306,458)	(減価償却累計額)	(16,067,200)	(5,341,487,104)	
2,052,868,016	3,163,096,049	170,898,390	現金、預金	135,280,637	1,110,228,033	
120,124,416	529,268,285	93,424,434	未収金	95,945,938	409,143,869	
-2,189,550			貸倒引当金		2,189,550	
22,755,849	26,857,423	2,894,400	貯蔵品	2,043,516	4,101,574	
89,267	16,307,037		前払費用	2,903	16,217,770	
	400,000,000		短期貸付金		400,000,000	
			有価証券			
55,070,000	55,070,000		前払金			
21,829,081	21,829,081	6,086,874	仮払消費税			
			前払消費税			
			仮払金			
			企業債(固定負債)		1,808,861,835	
			リース債務			
			引当金		165,715,562	
			企業債(流動負債)		110,054,438	
			リース債務			
	375,876,038	61,563,547	未払金	66,857,654	437,129,721	
	285,154,744	69,221,585	預り金	69,849,264	354,514,200	
	7,363,000	56,064	引当金		7,363,000	
	7,329	7,080	仮受消費税	8,945,972	31,879,462	
	1,500,828,352	3,201,100	繰延収益		2,214,685,667	
	(1,500,828,352)	(3,201,100)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	
			工事負担金		61,925,380	
			受贈財産評価額		49,466,969	
			他会計補助金			
			減債積立金	100,000,000	209,000,000	
			建設改良積立金	150,000,000	248,716,752	
	250,000,000	250,000,000	前年度繰越利益剰余金		2,775,814,135	
	250,000,000		当年度未処分利益剰余金		250,000,000	
	73,302	70,806	営業収益	88,157,073	314,210,736	
			営業外収益	4,980,959	18,747,959	
			特別利益			
295,185,045	295,185,045	77,038,198	営業費用			
			営業外費用			
406,609	406,609	76,645	特別損失			
7,777,176,952	17,734,286,968	741,086,224	合計	741,086,224	17,734,286,968	
					7,777,176,952	

水道事業試算表

令和5年8月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
5,249,877,632	10,612,883,782	55,919,108	有形固定資産	17,079,695	5,363,006,150	
	(3,944,101)	(638,473)	(減価償却累計額)	(16,067,200)	(5,357,554,304)	
2,061,710,267	3,322,484,436	159,388,387	現金、預金	150,546,136	1,260,774,169	
132,008,961	629,186,998	99,918,713	未収金	88,034,168	497,178,037	
-2,184,852	4,698	4,698	貸倒引当金		2,189,550	
21,192,614	26,857,423		貯蔵品	1,563,235	5,664,809	
85,910	16,307,037		前払費用	3,357	16,221,127	
	400,000,000		短期貸付金		400,000,000	
			有価証券			
47,780,000	70,250,000	15,180,000	前払金	22,470,000	22,470,000	
32,784,825	32,784,825	10,955,744	仮払消費税			
			前払消費税			
			仮払金			
			企業債(固定負債)		1,808,861,835	1,808,861,835
			リース債務			
			引当金		165,715,562	165,715,562
			企業債(流動負債)		110,054,438	110,054,438
			リース債務			
	437,629,299	61,753,261	未払金	98,089,539	535,219,260	97,589,961
	354,229,800	69,075,056	預り金	63,615,500	418,129,700	63,899,900
	7,363,000		引当金		7,363,000	
	16,692	9,363	仮受消費税	9,750,249	41,629,711	41,613,019
	1,504,029,452	3,201,100	繰延収益	2,445,000	2,217,130,667	713,101,215
	(1,504,029,452)	(3,201,100)	(長期前受金収益化累計額)			
			自己資本金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		49,466,969	49,466,969
			他会計補助金			
			減債積立金		209,000,000	209,000,000
			建設改良積立金		248,716,752	248,716,752
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,775,814,135	2,525,814,135
	250,000,000		当年度未処分利益剰余金		250,000,000	
	166,941	93,639	営業収益	94,437,065	408,647,801	408,480,860
			営業外収益	6,886,783	25,634,742	25,634,742
			特別利益			
374,606,703	374,606,703	79,421,658	営業費用			
			営業外費用			
406,609	406,609		特別損失			
7,918,268,669	18,289,207,695	554,920,727	合計	554,920,727	18,289,207,695	7,918,268,669

下 水 道 事 業 試 算 表

令和5年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
29,822,424,533	62,160,649,100	16,698,906	有形固定資産	89,357,000	32,338,224,567	
			(減価償却累計額)	(89,357,000)	(32,338,224,567)	
735,065,866	746,309,866		無形固定資産	2,811,000	11,244,000	
109,716,977	901,110,903	193,268,496	現金、預金	353,491,465	791,393,926	
157,141,953	486,655,947	76,709,989	未 収 金	70,264,421	329,513,994	
			前 払 費 用			
	6,018,066		前 払 金	6,018,066	6,018,066	
41,916,237	41,916,237	7,813,710	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-997,320			貸倒引当金		997,320	
			企業債(固定負債)	119,200,000	11,854,719,884	11,854,719,884
			リース債務		3,662,812	3,662,812
			引 当 金		4,599,316	4,599,316
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,146,355,569	1,091,887,217
	254,245	64,067	リース債務		779,188	524,943
	709,759,079	349,738,817	未 払 金	218,703,732	864,101,261	154,342,182
	5,034,000	70,799	引 当 金		5,034,000	
	3,534,872	647,916	預 り 金	647,916	13,975,372	10,440,500
			仮受消費税	6,936,325	21,948,343	21,948,343
	26,841,295,122	69,154,000	繰 延 収 益	410,400	42,773,188,532	15,931,893,410
	(26,841,295,122)	(69,154,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
			減債積立金		134,368,603	134,368,603
	466,614,979		前年度繰越利益剰余金		1,236,019,513	769,404,534
			営 業 収 益	69,369,264	369,519,488	369,519,488
			営 業 外 収 益	72,474,799	279,981,526	279,981,526
			特 別 利 益			
674,014,099	674,014,099	295,186,746	営 業 費 用			
6,316,035	6,316,035	240,177	営 業 外 費 用			
462,384	462,384	90,765	特 別 損 失			
31,546,060,764	93,104,413,286	1,009,684,388	合 計	1,009,684,388	93,104,413,286	31,546,060,764

下水道事業試算表

令和5年8月末日現在

(単位：円)

借方			勘定科目	貸方		
残高	合計			合計		残高
	累計	当月		当月	累計	
29,734,097,111	62,161,678,678	1,029,578	有形固定資産	89,357,000	32,427,581,567	
			(減価償却累計額)	(89,357,000)	(32,427,581,567)	
732,254,866	746,309,866		無形固定資産	2,811,000	14,055,000	
220,727,856	1,169,680,288	268,569,385	現金、預金	157,558,506	948,952,432	
150,430,146	547,925,089	61,269,142	未収金	67,980,949	397,494,943	
			前払費用			
	6,018,066		前払金		6,018,066	
43,348,131	43,348,131	1,431,894	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-997,320			貸倒引当金		997,320	
			企業債(固定負債)		11,854,719,884	11,854,719,884
			リース債務		3,662,812	3,662,812
			引当金		4,599,316	4,599,316
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,146,355,569	1,091,887,217
	318,653	64,408	リース債務		779,188	460,535
	863,865,663	154,106,584	未払金	15,824,843	879,926,104	16,060,441
	5,034,000		引当金		5,034,000	
	4,123,048	588,176	預り金	588,176	14,563,548	10,440,500
			仮受消費税	5,510,759	27,459,102	27,459,102
	26,910,449,122	69,154,000	繰延収益	650,780	42,773,839,312	15,863,390,190
	(26,910,449,122)	(69,154,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
			減債積立金		134,368,603	134,368,603
	466,614,979		前年度繰越利益剰余金		1,236,019,513	769,404,534
			営業収益	255,107,763	624,627,251	624,627,251
			営業外収益	69,154,100	349,135,626	349,135,626
			特別利益			
782,322,566	782,322,566	108,308,467	営業費用			
6,338,277	6,338,277	22,242	営業外費用			
462,384	462,384		特別損失			
31,668,984,017	93,768,957,162	664,543,876	合計	664,543,876	93,768,957,162	31,668,984,017